

# 介護保険料について

## 介護保険 シリーズ

### 介護保険料には二つの納め方があります

- 自分で納める方 (普通徴収) ⇒ 納付書で納めていただきます
- ⇒ 年金から天引きされる方 (特別徴収) ⇒ 年金から保険料が天引きされます

#### ① 普通徴収

役場が納付書を発行します。納期は6回です。

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納期限	7月	8月	9月	10月	11月	12月

納期限は各月の末日ですが、日曜、祝祭日等により異なる場合があります

対象者は、転入された方、年度途中で65才となった方、特別徴収の対象とならない方などです。

現況届が遅れたために年金の支払いが遅れた場合は普通徴収に切り替わります

#### ② 特別徴収

年金から天引きされます。年金支給月の偶数月に天引きとなります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
所得の確定前なので、前年の段階別の額を基本として天引きします。対象者は、前年に天引きされた方です。			所得が確定するので、仮徴収で天引きした額と確定した年額保険料の差額が天引きされます。		

対象者は、年金の年額が18万円以上の方

(障害年金、遺族年金、老齢福祉年金等は対象となりません)

#### ③ 普通徴収と特別徴収を併用する方 (併用徴収)

年度途中で65才となった方で、年金が18万円以上ある方は次のような方法で納めていただきます。

1年目 65才となった年は普通徴収

2年目 普通徴収で3期まで納め、10月以降は年金から天引き (併用徴収)

3年目 特別徴収

2年目は仮徴収できないために併用徴収となります

特別徴収の方で現況届が遅れた場合は、普通徴収に切り替わるため、翌年は併用徴収、翌々年は特別徴収となります。

▼お問合せ先 すこやか健康センター内 健康管理課介護保険係 ☎2-6020